

第2号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
事業計画（変更計画）書

平成25年 6月 27日

1 実施主体

(1) NPO法人等が申請する場合

NPO法人等 (実施主体)	種別及び名称			
	住所			
NPO法人等 (連携先)	種別及び名称		担当者名	
	住所		電話番号	
会議体に参画 する行政	名称及び部課名		担当者名	

(2) 協議体が申請する場合

協議体の名称		とちぎ暮らし応援会		
代表構成員の団体名 及び代表者職氏名		とちぎデザイン協働リーグ 代表 藤本信義		
構 成 団 体	都道府県・市区町 村名及び部課名	栃木県 消防防災課	事業における 役割	運営委員
		〃 県民文化課		運営委員
	民間非営利組 織の種別・名称	特活) とちぎボランティアネットワーク	事業における 役割	運営委員
		社団) 栃木若年者支援機構		運営委員
		特活) 宇都宮まちづくり支援工房		運営委員
特活) ハイジ	運営委員			
	住所	栃木県宇都宮市昭和2-2-7	電話番号	028-623-3457

2 事業概要

事業名	東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う福島県から栃木県への避難者支援強化事業
総事業費	3,667,000円(うち希望補助金額 3,043,000円)
事業の実施期間	平成25年7月10日から平成26年3月31日まで

注：補助対象期間は補助金の交付決定日からとなります。

3 事業計画

地域における 課題と事業の 目的	<p>地域課題、地域社会にとっての必要性（ニーズ）及びその確認方法、重要性、この事業により期待できる成果、地域住民への効果等がわかるように記載してください。</p> <p>1、避難者の孤立化 (地域における課題)</p>
------------------------	--

本会のアンケートでは県内各地の民間賃貸住宅等に散在していることで、2年近くたっても周囲に顔見知りもおらず相談相手もないと答えられた方は6割にも達し、居住地域での孤立がさらに進行している傾向がみられる。本県に多い母子避難のケースでは、特にその傾向は顕著である。

また、同じ世帯内でも年代によって生活再建方策の考え方に相違があり、それによって悩みを深めている例も多い。中には精神的に変調をきたしたケースもあった。

それらの悩みを共有できる場としての交流会を県内各地で積極的に開催してきたが、参加は全体の約2割程度にとどまっており、個別に支援する必要性は高まっている。

(事業の目的)

それらの課題を解決するため、同じ福島県からの避難者である訪問支援員が個別に訪問することで、避難者の声に耳を傾けることで孤立感を緩和させ、必要な支援につなげていく。

それにより、避難先での孤立死という最悪の状態を防止する。

また、継続支援が必要な世帯については、状況に応じて電話による確認を行う。

2、放射能学習会

(地域における課題)

福島県への帰還を希望する避難者の方々は、どの程度の放射線量であれば実際に生活が可能なのか、また、生活に際してどのような点に注意すればよいのか等について、詳細な情報を知りたがっている。

(事業の目的)

そのため、福島県内で支援活動に従事している放射能専門家を招いて、現地の状況や生活で注意すべき点等についての学習会を開催することで、帰還について自らが判断できる情報提供を行う。

3、スキルアップ講演会

(地域における課題)

個別の訪問支援活動は、自らも避難者である訪問支援員の献身的な努力により可能となっており、日々多様なケースに苦悩し、葛藤を重ね、精神的にも大きな負担を感じつつ活動している。

(事業の目的)

そのため、過去の災害で訪問支援活動を展開してきた事例等を直接学ぶことでスキルアップを図るとともに、支援員の精神的ケアにも貢献する学習の機会を確保する。

また、訪問支援活動を支える構成団体の理解促進も不可欠であるとともに、将来的には地域の団体が直接支援活動に取り組む体制づく

	<p>りが必要であることから、支援者対象の講演会を計画する。</p> <p>4、広域ネットワーク構築 (地域における課題)</p> <p>福島県からの避難者が多い北関東の各県とは立ち上げ時に若干の情報交換をしたものの、その後は連携が取れていない。避難者支援で支援格差を生じないためにも、ノウハウをもちより情報交換をしつつ、必要な支援を展開する必要がある。</p> <p>(事業の目的)</p> <p>各団体との意見交換会等を通じて、支援の方向性や具体的な活動内容等について、さらに連携できる体制の構築を図る。</p>
<p>事業の目標</p>	<p>「〇〇を〇〇以上にする」等、可能な限り数値を用いて記載してください。</p> <p>栃木県内避難者の孤立死ゼロをめざす</p> <p>そのため、訪問支援活動での全避難世帯(約1,200世帯)訪問をめざす。それにより、支援の必要な避難者世帯を把握し、必要な支援を講じる</p> <p>帰還希望者へ必要な情報を提供する</p>
<p>事業内容</p>	<p>事業の内容、実施時期、実施場所(会場)、参集範囲及び参加予定人数等を具体的に記載してください。事業内容が複数に分かれる場合は、事業ごとに記載してください。</p> <p>1、訪問支援員による訪問支援活動</p> <p>訪問支援活動：月12回×8月＝96回 96回×4世帯＝384世帯</p> <p>電話による安否確認：月3回×8月＝24回 24回×3件＝72件</p> <p>2、放射能学習会</p> <p>県北・県央・県南 各1回＋母子避難対象2回：計5回</p> <p>3、スキルアップ講演会</p> <p>神戸に学ぶ 1回 支援員及び構成団体 40人 新潟に学ぶ 1回 支援員及び構成団体 40人</p> <p>4、広域ネットワーク構築</p> <p>活動内容意見交換会 3回 各県団体5人×4県＝20人</p> <p>5、定期的な情報誌発送</p> <p>*避難者世帯への定期的な情報誌の発送については、栃木県事業により対応する予定。</p> <p>年6回×1,200世帯</p>
<p>1. 本県の復興</p>	<p>事業によって見込まれる成果について、直接的な効果と波及効果の観点の2つの観点で記載してください。被災者支援の場合は、特に、本事業により支援を受けた被災者の延べ人数を記載してください。</p>

見込まれる成果	支援・被災者支援の観点	<p>1、訪問支援員による訪問支援活動 (直接的効果) 同じ福島県からの避難者である訪問支援員の訪問が避難者の方々に非常に喜ばれ、また、避難者の方々が抱えている問題解決の支援をする等、避難者に寄り添い、支えることができる。 避難者の方々の声に耳を傾け、SOSを把握することで必要な支援活動を展開することにつなげることができる。</p> <p>2、放射能学習会 (直接的効果) 福島県への帰還を希望する方には、自ら帰還の時期や帰還先を判断することが可能となる。</p> <p>3、スキルアップ講演会 (直接的効果) 訪問支援員がより訪問活動で注意すべきポイント等を把握することで、SOSのサインを把握しやすくなり、必要な支援につなげやすくなる。 (波及的効果) 構成団体の理解が促進することで、必要な支援を地域で解決できる体制構築が図られる。</p> <p>4、広域ネットワーク構築 (直接的効果) 支援ネットワークが構築できることで、より効果的な活動等の情報を共有することができる (波及的効果) 各団体の先導的取り組みを知ることで、他県においてもより効果的な活動の展開が図られる。</p>
	2. 取組実施主体の運営力強化の観点	<p>取組内容により、取組実施主体においてどのように運営力強化が図られるのか記載してください。</p> <p>1、本事業に取組むことで、風化しつつある避難者の存在が再認識され、構成団体においても継続支援の意識が高まる。</p>
事業スケジュール		<p>いつ、どのような活動を行うのか、事業の進め方、段取りがわかるように記載してください。</p> <p>1、訪問支援員による訪問支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月～H26年3月末 ・ 福島県からの避難者4名、栃木県内1名の計5名の訪問支援員により、訪問世帯を抽出して計画的に訪問活動を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問の結果、継続支援が必要と思われる世帯については、その後も継続的な支援に努める。電話による安否確認や状況把握も随時行う。 ・必要がある場合には関係機関に引き継ぐ。 <p>2、放射能学習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月～2月にかけて、計画的に開催する。 ・避難者の地域的な配分を考慮し、県北・県央・県南の各地域別に秋頃を目安に開催する。 ・母子避難者については、母子避難の会と連携し、開催場所や時期を検討する。 <p>3、スキルアップ講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸に学ぶ」10月頃を目途に計画する ・「新潟に学ぶ」1月頃を目途に計画する <p>4、広域ネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月、11月、2月頃を目途に開催する。 ・開催場所は持ち回りとする。 <p>5、定期的な情報誌発送</p> <ul style="list-style-type: none"> ＊避難者世帯への定期的な情報誌の発送については、栃木県事業により対応する予定。 ・隔月＋臨時号として年6回を予定する ・DMにて発送する
事業実施体制	<p>事業の実施責任者、会議体の構成員の名称及び役割分担等を記載してください。複数の団体が連携して申請する場合は、連携の具体的な内容についても記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画等は運営委員会で検討し、運営委員会が実施責任者となる。 ・栃木県及び福島県の栃木県駐在員にも運営委員となっていていただくことで、両県との連携を図りつつ活動を展開する。 ・運営委員会は定例会議のほか、必要に応じて随時臨時会を開催する。 ・一部の運営委員と栃木県及び福島県の栃木県駐在員によるコアメンバー会議を定期的に行い、訪問支援活動で把握した支援が必要なケースについて、具体的な支援方法の検討等を行い、具体的支援につなぐ。 ・前年度は多様な事業を展開するための事務局2名専従体制としたが、本年度は活動内容を絞り込むこととして、庶務事務担当として週に2～3日程度臨時職員を配置することで対応する。 ・活動に必要な避難者の個人情報については、栃木県との覚書に基づき必要な範囲で提供を受ける。また ・全構成団体での会議は、定期総会、臨時総会のほか講演会時に意見交換の機会を設定する等により、情報共有と活動への参加意識を保持させる。

事業終了後の展開	<p>事業終了後、会議体の取り組みをどのように継続し、または発展させるのかを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後は、各構成団体が各地域の避難者支援を引き継いでいけるよう、システムづくりを進める。 ・そのため、すでに一部の地域では地域のボランティア団体による訪問支援活動の取組みを支援し、実現している。 ・このような取組みが拡大することで、事業実施後も各地域での支援を継続することが可能となる。
事業の先進性・普及性	<p>どのような先進性を有するか、どのようにして他のモデルとなるのかを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県との間で個人情報の提供に関する覚書を締結することで、県から全避難者の個人情報の提供を受けることが可能となり、全避難世帯への情報誌の定期的提供と個別の訪問支援活動が可能となっている。 ・避難世帯情報を把握することで、孤立しやすく個別支援の必要性が高いと思われる独居世帯、高齢者のみ世帯、母子避難世帯等を抽出して、訪問活動を展開することが可能となった。 ・今後は全避難世帯への訪問をめざし、避難者との顔の見える関係構築を目指す。 ・個人情報の取り扱いとそれに基づく活動は、日本弁護士連合会等でもモデルケースとして高い評価を受けたところである。
特記事項	<p>特に説明しておきたい事項、アピールポイント等ありましたら記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の訪問支援活動は、526件行うことができ、その結果緊急対応が必要な世帯や継続した支援が必要とされたケースは121件あった。 ・それらの案件は、訪問後も継続した訪問や状況確認が必要であり、この活動を継続することが大切である。 ・本会においては、本事業実施のための財政基盤を確立するため、広く募金活動を展開し、多くの協力を得たところであり、今後も福島県の隣の県として可能な限りオール栃木体制で支援活動を継続していく考えである。

※用紙が足りない場合は、適宜追加してください。

※地域社会にとっての必要性（ニーズ）について確認できる資料（新聞の切り抜きやアンケート結果等）がある場合は、A4用紙1枚（両面可）に限り添付できます。

第3号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
収 支 予 算 書

申請者名 とちぎ暮らし応援会

【収入の部】

（単位：千円）

区 分	平成25年度 予 算 額	明 細
ふるさと・きずな維持・再生 支援事業補助金	3,043	
自己資金（負担者名）	624	構成団体や県民からの活動支援募金を充当
事業収入		
その他収入		
収入合計	3,667	

【支出の部】

（単位：千円）

区 分	平成25年度 予 算 額	明 細
人件費（共済費を含む）	2,898	支援員：6時間/日×705円/時間×12日/月×9月×4人=1,827,360 チーフ：7時間/日×705円/時間×16日/月×9月×1人=710,640 通勤手当：5,000円/月×9月×4人=180,000 共済費：20,000円/月×9月×1人=180,000
報償費	196	講師謝礼（スキルアップ講演会）28,100円/回×2回=56,200 （放射能学習会）28,100円/回×5回=140,500
旅費	133	講師旅費 スキルアップ：神戸から34,000、長岡から20,820 放射能学習会：二本松から10,080×5=50,400 北関東意見交換会 高崎：12,200、水戸：4,920 福島現地会議（JCN等）10,920
需用費	140	
消耗品費	29	事務用品3,300円×9月=29,700
燃料費	93	訪問支援燃料費 (60km/回・10km/ℓ) 6ℓ/回×145円/ℓ×12回/月×9月=93,960

印刷製本費	18	運営会議等資料 (コピー) 10枚×5円×36回×10人=18,000
役務費	275	
通信運搬費	225	通信費 (携帯電話プリペイド) 5,000円×5台×9月=225,000
手数料		
保険料	50	支援員活動保険 5人×10,000=50,000
使用料及び賃借料	25	会場借上料 5,000円×5回=25,000
委託料		
支出合計	3,667	

- 注1 用紙の大きさは、A列4番とすること。欄が足りない場合は、適宜追加してください。
- 注2 「明細」欄には各区分の積算内訳として、名称、数量、単価、金額を必ず明確に記載すること。なお、「明細」については別紙として添付しても差し支えない。仕様については別途資料を添付すること。
- 注3 行政による他の補助事業も併せて利用する場合は、各補助金の用途を明確に区分し、この資金計画には、ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金を使用する部分の収支のみ記載すること。他の補助事業にかかる収支についてはこの資金計画には計上せず、別様式にて収支予算書を添付すること。また、他の補助事業の内容が分かる補助金交付要綱、要領等、用途の区分が分かる資料を添付すること。